

静岡産業大学全学入試委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学学則第10条（入学者の選考）の規定に基づき、全学入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、静岡産業大学の入試に関する事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入試政策の策定及び入試の実施と選抜に伴う組織に関すること
- (2) 入試問題の基本方針に関すること
- (3) 入試実施教科及び科目に関すること
- (4) 入試問題の出題及び採点に関すること
- (5) 入試の実施に関すること
- (6) 入学者選抜基準に関すること
- (7) 入試の合否決定に関すること
- (8) 入試についての調査、研究、調整及び改善に関すること
- (9) その他入試に関すること

2 前項第7号については、各学部入試運営委員会に委任することができる。

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 学長補佐
- (4) 学 部 長
- (5) 学生部長
- (6) 教授会が委任した専任教員（各学部2名）
- (7) 大学事務局長
- (8) 大学事務局次長
- (9) 大学事務局入試課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事の決定は委員会の審議を経て、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大学事務局入試課において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年8月25日全部改正)

この規程の改正は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学学部入学試験委員会規程（平成18年4月1日施行）」は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条（組織）第9号及び第9条（庶務）については、平成29年4月1日から適用し、平成28年度中はそれぞれ「大学事務局入試広報課長」、「大学事務局入試広報課」と読み替えるものとする。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。